

『第5期・第6期 佐賀県時短要請協力金』に係る申請の手引

令和3年8月31日

【提出方法等】

【申請期間】

第5期の申請：令和3年9月1日（水）から、

第6期の申請：令和3年9月13日（月）から令和3年10月15日（金）まで

先渡給付申請（旧唐津市のみ）：令和3年9月1日（水）から令和3年9月12日（日）まで

【提出方法】

1 申請書類の提出

① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送ください。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお願いします。

＜宛先＞ 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁 第5期時短要請協力金受付係

※令和3年10月15日（金）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

② オンライン提出の場合

令和3年9月1日（水）から運用を開始します。

（URL）< <https://www.saga-kyouryokukin.com/> >

令和3年10月15日（金）23時59分までに送信を完了してください。

※持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）



2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 佐賀県ホームページからダウンロード

URL：< https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00382215/index.html >

- ・ 佐賀県産業労働部産業政策課での配布
- ・ 各市町の所定の窓口での配布
- ・ 各商工団体の所定の窓口での配布

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。



【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

- ・ 時短要請協力金相談センター

TEL：0952-25-7462 FAX：0952-25-7419 メール：jitan@pref.saga.lg.jp

受付時間：9時00分～17時00分（平日のみ）

注意：協力金の不正受給は犯罪です！！

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って協力金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は、協力金を返還いただくとともに、申請者の屋号、氏名等を公表するなど、厳正に対処いたします。

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、佐賀県は、「医療環境を守るための非常警戒措置」（令和3年8月18日公表。）として、飲食店の皆様に営業時間の短縮（以下「営業時間短縮」という。）へのご協力をお願いいたしました。

※旧唐津市の店舗は、8月27日からまん延防止等重点措置の適用になるため、要請期間が異なります。

【県全域（※旧唐津市を除く）】

第5期要請期間：令和3年8月20日（金）から同年8月31日（火）の12日間
要 請 内 容：営業時間を5時から21時までとすること

第6期要請期間：令和3年9月1日（水）から同年9月12日（日）の12日間
要 請 内 容：営業時間を5時から21時までとすること

【旧唐津市】

第5期要請期間：令和3年8月20日（金）から同年8月26日（木）の7日間
要 請 内 容：営業時間を5時から20時までとすること

第6期要請期間：令和3年8月27日（金）から同年9月12日（日）の17日間
要 請 内 容：営業時間を5時から20時までとすること

※終日、酒類提供をしないでください。

※スナックやカラオケ喫茶など飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ自粛をお願いいたします。

（※旧唐津市とは 唐津市のうち浜玉町、七山村、巖木町、相知町、北波多村、呼子町、鎮西町、肥前町の旧町村域を除いた区域です。）

この依頼に応じて、時短営業要請期間中のすべての日において、要請に応じ営業時間短縮（休業を含む）を行っていただいた飲食店の皆様に対して、『佐賀県時短要請協力金』（以下「協力金」という。）を交付することとします。なお、1日でも欠けた場合は、対象期間における協力金の交付対象となりませんのでご注意ください。

2. 交付金額

第5期分は、令和元年8月（第6期は9月）または令和2年8月（第6期は9月）の1店舗あたりの飲食業売上高（消費税及び地方消費税を除いた金額。以下、売上高という。）に応じて1日あたりの協力金が決定されます（1千円未満切り上げ）。その金額に要請期間日数を乗じた金額が、協力金の交付金額となります。

※飲食業売上高は、テイクアウトやデリバリー等の売上高を除いた金額となります。
 ※「店舗」とは、「事業のために所有又は賃貸借している施設において、店舗名（屋号）を掲げて常設的に広く飲食の提供を行っているもの」をいいます。

【県全域（※旧唐津市を除く）】

1日あたりの協力金の算出方法は以下のとおりです。

（1）中小企業、個人事業主の場合（売上高方式）

■第5期（要請期間：8/20～8/31の12日間）

令和元年8月または令和2年8月の1日あたりの売上高（月売上高÷31）の3割。
 1日あたりの協力金の下限額は2万5千円、上限額は7万5千円。

■第6期（要請期間：9/1～9/12の12日間）

令和元年9月または令和2年9月の1日あたりの売上高（月売上高÷30）の3割。
 1日あたりの協力金の下限額は2万5千円、上限額は7万5千円。

※年度の売上高しか分からない（令和元年8、9月または令和2年8、9月の売上高を把握できない）場合は、年度の売上高を年度の日数で割った金額により、1日あたりの売上高を算出いたします。

1日あたり売上高	1日あたり協力金額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日あたり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

<事例1>

●【第5期】令和元年8月の売上高が100万円の場合、第5期時短要請協力金として交付される金額は30万円。

（100万円を31で割り1日あたり売上高は3万2,258円。1日あたり売上高が8万3,333円以下のため、1日あたり協力金額は2万5,000円。2万5,000×12日分で30万円。）

●【第6期】令和元年9月の売上高が100万円の場合、第6期時短要請協力金として交付される金額は30万円。

（100万円を30で割り1日あたり売上高は3万3,333円。1日あたり売上高が8万3,333円以下のため、1日あたり協力金額は2万5,000円。2万5,000×12日分で30万円。）

<事例2>

●【第5期】令和元年8月の売上高が600万円の場合、第5期時短要請協力金として交付される金額は70万8,000円。

(600万円を31で割り1日あたり売上高は19万3,548円。19万3,548円の3割は5万8,064円。1千円未満切り上げし5万9,000円×12日分で70万8,000円。)

●【第6期】令和元年9月の売上高が650万円の場合、第6期時短要請協力金として交付される金額は78万円。

(600万円を30で割り1日あたり売上高は21万6,666円。21万6,666円の3割は6万4,999円。1千円未満切り上げし6万5,000円×12日分で78万円。)

※中小企業、個人事業主の場合は売上高減少額方式を選択することも可能です。

(2) 大企業の場合(売上高減少額方式)

■第5期(要請期間:8/20~8/31の12日間)

1日あたりの売上高減少額(令和元年8月または令和2年8月の売上高÷31)－(令和3年8月の売上高÷31)の4割。1日あたりの協力金の上限額は20万円、あるいは前年または前々年の1日あたり売上高の3割のいずれか低い方。

■第6期(要請期間:9/1~9/12の12日間)

1日あたりの売上高減少額(令和元年9月または令和2年9月の売上高÷30)－(令和3年9月の売上高÷30)の4割。1日あたりの協力金の上限額は20万円、あるいは前年または前々年の1日あたり売上高の3割のいずれか低い方。

<事例1>

●【第5期】令和元年8月の売上高が1,000万円、令和3年8月の売上高が300万円の場合、第5期の時短要請協力金として交付される金額は109万2,000円。

(1日あたりの売上高減少額は $(1,000万円÷31)-(300万円÷31)=22万5,806円$ 。22万5,806円の4割は9万322円、1千円未満切り上げし9万1,000円×12日分で109万2,000円。)

●【第6期】令和元年9月の売上高が1,000万円、令和3年9月の売上高が300万円の場合、第6期の時短要請協力金として交付される金額は112万8,000円。

(1日あたりの売上高減少額は $(1,000万円÷30)-(300万円÷30)=23万3,333円$ 。23万3,333円の4割は9万3,333円、1千円未満切り上げし9万4,000円×12日分で112万8,000円。)

<事例2>

●【第5期】令和元年8月の売上高が800万円、令和3年8月の売上高が100万円の場合、第5期の時短要請協力金として交付される金額は93万6,000円。

(1日あたりの売上高減少額は $(800万円÷31)-(100万円÷31)=22万5,806円$ 。22万5,806円の4割は9万322円、1千円未満切り上げし9万1,000円だが、令和元年の1日あたり売上高の3割は7万7,419円のため、1千円未満切り上げし7万8,000円×12日分で93万6,000円。)

●【第6期】令和元年9月の売上高が800万円、令和3年9月の売上高が100万円の場合、第6期の時短要請協力金として交付される金額は96万円。

(1日あたりの売上高減少額は $(800万円 \div 30) - (100万円 \div 30) = 23万3,333円$ 。23万3,333円の4割は9万3,333円、1千円未満切り上げし9万4,000円だが、令和元年の1日あたり売上高の3割は7万9,999円のため、1千円未満切り上げし8万円 \times 12日分で96万円。)

【旧唐津市】

1日あたりの協力金の算出方法は以下のとおりです。

(1) 中小企業、個人事業主の場合（売上高方式）

■第5期（要請期間：8/20～8/26の7日間）

令和元年8月または令和2年8月の1日あたりの売上高（月売上高 \div 31）の3割。

1日あたりの協力金の下限額は2万5千円、上限額は7万5千円。

1日あたり売上高	1日あたり協力金額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日あたり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

■第6期（要請期間：8/27～9/12の17日間）

令和元年月または令和2年の9月の1日あたりの売上高（月売上高 \div 30）の4割。

1日あたりの協力金の下限額は3万円、上限額は10万円。

1日あたり売上高（※1）	1日あたり協力金額
7万5,000円以下	3万円
7万5,000円超～25万円未満	1日あたり売上高の4割
25万円以上	10万円

※年度の売上高しか分からない（令和元年8、9月または令和2年8、9月の売上高を把握できない）場合は、年度の売上高を年度の日数で割った金額により、1日あたりの売上高を算出いたします。

<事例1>

●【第5期】令和元年8月の売上高が100万円の場合、第5期時短要請協力金として交付される金額は17万5,000円。

(100万円を31で割り1日あたり売上高は3万2,258円。1日あたり売上高が8万3,333円以下のため、1日あたり協力金額は2万5,000円。2万5,000 \times 7日分で17万5,000円。)

●【第6期】令和元年9月の売上高が100万円の場合、第6期時短要請協力金として交付される金額は30万円。

(100万円を30で割り1日あたり売上高は3万3,333円。1日あたり売上高が8万3,333円以下のため、1日あたり協力金額は3万円。3万×17日分で51万円。)

<事例2>

●【第5期】令和元年8月の売上高が600万円の場合、第5期時短要請協力金として交付される金額は70万8,000円。

(600万円を31で割り1日あたり売上高は19万3,548円。19万3,548円の3割は5万8,064円。1千円未満切り上げし5万9,000円×7日分で41万3,000円。)

●【第6期】令和元年9月の売上高が650万円の場合、第6期時短要請協力金として交付される金額は78万円。

(650万円を30で割り1日あたり売上高は21万6,666円。21万6,666円の4割は8万6,666円。1千円未満切り上げし8万7,000円×17日分で147万9,000円。)

※中小企業、個人事業主の場合は売上高減少額方式を選択することも可能です。

(2) 大企業の場合(売上高減少額方式)

■第5期(要請期間:8/20~8/26の7日間)

1日あたりの売上高減少額(令和元年8月または令和2年8月の売上高÷31)－(令和3年8月の売上高÷31)の4割。1日あたりの協力金の上限額は20万円、あるいは前年または前々年の1日あたり売上高の3割のいずれか低い方。

■第6期(要請期間:8/27~9/12の17日間)

1日あたりの売上高減少額(令和元年9月または令和2年9月の売上高÷30)－(令和3年9月の売上高÷30)の4割。1日あたりの協力金の上限額は20万円。

<事例1>

●【第5期】令和元年8月の売上高が1,000万円、令和3年8月の売上高が300万円の場合、第5期の時短要請協力金として交付される金額は63万7,000円。

(1日あたりの売上高減少額は(1,000万円÷31)－(300万円÷31)=22万5,806円。22万5,806円の4割は9万3,333円、1千円未満切り上げし9万4,000円×7日分で63万7,000円。)

●【第6期】令和元年9月の売上高が1,000万円、令和3年9月の売上高が300万円の場合、第6期の時短要請協力金として交付される金額は159万8,000円。

(1日あたりの売上高減少額は(1,000万円÷30)－(300万円÷30)=23万3,333円。23万3,333円の4割は9万3,333円、1千円未満切り上げし9万4,000円×17日分で159万8,000円。)

<事例2>

●【第5期】令和元年8月の売上高が800万円、令和3年8月の売上高が100万円の場合、第5期の時短要請協力金として交付される金額は93万6,000円。

(1日あたりの売上高減少額は $(800万円 \div 31) - (100万円 \div 31) = 22万5,806円$ 。22万5,806円の4割は9万322円、1千円未満切り上げし9万1,000円だが、令和元年の1日あたり売上高の3割は7万7,419円のため、1千円未満切り上げし7万8,000円 $\times 12$ 日分で93万6,000円。)

●【第6期】令和元年9月の売上高が800万円、令和3年9月の売上高が100万円の場合、第6期の時短要請協力金として交付される金額は159万8,000円。

(1日あたりの売上高減少額は $(800万円 \div 30) - (100万円 \div 30) = 23万3,333円$ 。23万3,333円の4割は9万3,333円、1千円未満切り上げし9万4,000円 $\times 17$ 日分で159万8,000円。)

対象要件

1. 対象

本協力金の対象となる店舗は、次の(1)から(4)の全てを満たす施設とします。

(1) 佐賀県内で食品衛生法上の飲食店又は喫茶店の営業許可を受け、飲食の提供を行っている店舗(飲食店、喫茶店、遊興施設(キャバレー、スナック、バー等))のうち、従来から夜21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗であること(旧唐津市については、従来から夜20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗であること。8/27~9/12の期間において、終日酒類の提供をしていない店舗であること。また、スナックやカラオケ喫茶など飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ自粛をしていること)。事業者は、法人、個人事業主を問わず、県外に本社がある場合や大企業も対象となります。

なお、テイクアウトや宅配のみを行っている店舗及びキッチンカー、イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

(2) 時短営業要請期間中のすべての日において、要請に応じ営業時間短縮(休業を含む)を行った店舗であること。1日でも欠けた場合は、対象期間における協力金の交付対象となりませんのでご注意ください。

<事例1> 通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が第5期において夜9時(旧唐津市においては夜8時)に閉店する場合は協力金の対象。

<事例2> 通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が全ての期間において全日休業する場合は協力金の対象。

<事例3> 通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が全ての期間において、夜9時以降(旧唐津市においては夜8時以降)に飲食スペースを閉鎖したうえで、テイクアウトやデリバリーのみ営業する場合は協力金の

対象。

＜事例 4＞ 通常の営業時間が朝 10 時から夜 7 時までの飲食店が営業時間の短縮又は全日休業しても協力金の対象外。

＜事例 5＞ 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が全ての期間において夜 8 時に閉店した場合は、旧唐津市については協力金の対象だが、その他県全域については協力金の対象外。

＜事例 6＞ 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が、全ての期間において全日休業する場合は、旧唐津市については協力金の対象だが、その他全域については協力金の対象外。

(3) 対象店舗に関する必要な許認可を取得の上、時短要請の開始以前から営業している店舗であること。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に関する業種別ガイドラインに準じて対策を講じていること。

2. 対象外

要請期間中に、21 時以降（旧唐津市を除く県全域）店内飲食の営業を続けていた場合は、本協力金の交付対象にはなりません。旧唐津市については、要請期間中に(1)20 時以降店内飲食の営業を続けていた場合、(2)酒類提供を行っていた場合、(3)スナックやカラオケ喫茶など飲食を主として業としている店舗においてカラオケを提供した場合は、本協力金の交付対象にはなりません。

また、自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は本協力金の交付対象にはなりません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

申請手続き等

1. 申請受付期間

協力金の交付を受けようとする方は、下記申請受付期間内に、申請書類を佐賀県時短協力金受付係に提出してください。

- (1) 第5期分を申請する場合は、9月1日（水）から申請を受付けます。
 - (2) 第6期分を申請する場合は、9月13日（月）から申請を受付けます。
- いずれも申請受付の締切は、令和3年10月15日（金）までです。

※Webでの申請は9月1日（水）からとなります。

※郵送の場合は10月15日（金）の消印有効、オンラインの場合は令和3年10月15日（金）23時59分までに送信を完了してください。

※売上高減少額方式の場合（大企業等）は令和3年9月の売上高情報が必要なため、10月1日（金）以降となります。

※先渡給付を申請する場合、申請期間は9月1日（水）から9月12日（日）までです。（旧唐津市のみ）

2. 申請書類

本協力金は申請者に応じて必要となる書類が異なりますのでご注意ください。

また、申請する期間に応じて、以下のとおり使用する書類が異なります。

- (1) 第5期分を申請する場合：第5期分の申請書類を使用
- (2) 第6期分を申請する場合：第6期分の申請書類を使用
- (3) 第5期分と第6期分をまとめて申請する場合：第6期分の申請書類を使用

【全対象店舗共通】

※以下の8から10については、第2～4期時短要請協力金（令和3年5月10日～6月5日）を受給されており、内容に変更がない場合は提出不要です。

1. 佐賀県時短要請協力金申請書 ※ 複数店舗について申請される方は1回の申請にまとめていただくようお願いします。
2. 誓約書 ※ 誓約書の最下部にある代表者名の欄は、必ず自署でお願いします。
3. 店舗ごとの協力金計算書と提出書類チェックシート
4. 振込先口座申出書 ※ 振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）
5. 営業時間短縮の状況（変更前後の営業時間）がわかる書類の写真又は写し (例)・営業時間短縮を告知した店頭貼り紙の写真 ・営業時間短縮を告知した自社ホームページや店頭ポスター、チラシ、SNSの写し等

※ 営業時間短縮を行う店舗の名称や状況（営業時間短縮の期間、営業時間短縮の状況（変更前後の営業時間））がわかるよう工夫してください。

6. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の写し

※ 複数店舗について申請される方は、全ての店舗に係る許可の写しを提出してください。

7. 協力金の振込先口座の通帳の写し

※ 通帳のオモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し。

※ インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトページの写し。

8. 届け出る店舗ごとの外景（店舗名入り）の写真

9. 本人確認書類の写し

（法人）法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類

10. 営業実態が確認できる書類

※ 令和2年度の確定申告書、開業届、直近3か月の売上台帳のいずれかの写し。

11. 【特例を活用する申請者のみ】別途定める必要書類

以下は一日あたりの協力金が2万5,000円を超える店舗および大企業のみ必要な書類です。

【令和2年8月以前に開業していた店舗】

【中小企業・個人事業主】で一日あたりの協力金が2万5,000円超の店舗及び**【大企業】**

①. 令和元年分又は令和2年分の確定申告書の写し（協力金計算に用いた年のもの）

（法人）法人税確定申告書別表一の写し

（個人）所得税確定申告書B第一表の写し

（受付印があるもの ※電子申請の場合は受付日時、受付番号が印字されているもの）

②. 【第5期】店舗ごとの令和元年8月または令和2年8月の飲食業売上高が確認できる書類

【第6期】店舗ごとの令和元年9月または令和2年9月の飲食業売上高が確認できる書類

（法人）法人事業概況説明書（月別売上高）と売上台帳等の写し 等

（個人）青色申告（月別売上高）と売上台帳等の写し 等

売上高減少額方式により申請する場合は、以下の書類を追加提出

③. 【第5期】店舗ごとの令和3年8月の飲食業売上高が確認できる書類

【第6期】店舗ごとの令和3年9月の飲食業売上高が確認できる書類

（例）売上台帳等の写し 等

※新店特例店舗については、開業日がわかる書類（法人設立届出書、開業届）の写しが必要です。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

3. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

- ① 佐賀県ホームページからダウンロード

URL : < https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00382215/index.html >

- ② 佐賀県産業労働部産業政策課での配布

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 新館9階南側

- ③ 各市町の所定の窓口（別表1）での配布

- ④ 各商工団体の所定の窓口（別表2）での配布

- ⑤ 令和3年8月31日（火）、9月10日（金）の新聞折込みチラシ（協力金の案内と申請書類を掲載）

※ 窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。



別表1 各市町の所定の窓口

市町名・所属名	電話番号	住所
佐賀市商業振興課	0952-40-7100	佐賀市栄町1番1号 本庁6階
唐津市商工振興課	0955-72-9141	唐津市西城内1番1号 大手口別館5階
鳥栖市商工振興課	0942-85-3605	鳥栖市宿町1118番地 南別館1階
多久市商工観光課	0952-75-2117	多久市北多久町大字小侍7-1 1階
伊万里市企業誘致・ 商工振興課	0955-23-2184	伊万里市立花町1355番地1 本館2階
武雄市商工観光課	0954-23-9237	武雄市武雄町大字昭和12番地10 3階
鹿島市商工観光課	0954-63-3412	鹿島市大字納富分2643番地1 2階
小城市商工観光課	0952-37-6129	小城市三日月町長神田2312番地2 東館1階
嬉野市観光商工課	0954-42-3310	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地 嬉野庁舎1階
神埼市商工観光課	0952-37-0107	神埼市神埼町鶴3542番地1 本庁2階
吉野ヶ里町産業振興課	0952-37-0350	神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 東脊振庁舎2階
基山町産業振興課	0942-92-7945	三養基郡基山町大字宮浦666番地 2階
上峰町産業課	0952-52-7415	三養基郡上峰町大字坊所383番地1 1階
みやき町企画調整課	0942-89-1655	三養基郡みやき町大字東尾737-5 みやき町庁舎2階
玄海町企画商工課	0955-52-2112	東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 3階
有田町商工観光課	0955-46-2500	西松浦郡有田町立部乙2202番地 3階 14番窓口
大町町企画政策課	0952-82-3112	杵島郡大町町大字大町5017番地
江北町地域振興課	0952-86-5615	杵島郡江北町大字山口1651番地1 1階
白石町商工観光課	0952-84-7123	杵島郡白石町大字福田1247番地1 2階
太良町企画商工課	0954-67-0312	藤津郡太良町大字多良1番地6 本庁2階

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

別表 2 各商工団体の所定の窓口

団体名	電話番号	住所
佐賀商工会議所	0952-24-5158	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階
唐津商工会議所	0955-72-5141	唐津市大名小路1-54
鳥栖商工会議所	0942-83-3121	鳥栖市元町1380-5
伊万里商工会議所	0955-22-3111	伊万里市新天町663
武雄商工会議所	0954-23-3161	武雄市武雄町大字昭和1番地2
鹿島商工会議所	0954-63-3231	鹿島市大字高津原4296-41
小城商工会議所	0952-73-4111	小城市小城町253-21 ゆめぷらっと小城3階
有田商工会議所	0955-42-4111	西松浦郡有田町本町丙954番地9
多久市商工会	0952-74-2144	多久市北多久町大字小侍687-19
佐賀市南商工会 (佐賀市産業振興会館内)	0952-47-2590	佐賀市諸富町大字為重529-5
佐賀市南商工会 東与賀支所	0952-45-1600	佐賀市東与賀町大字田中277
佐賀市北商工会	0952-62-0174	佐賀市大和町大字尼寺1854-5
小城市商工会	0952-66-0222	小城市牛津町牛津726-1
神崎市商工会	0952-52-7131	神崎市神埼町神埼413-3
吉野ヶ里町商工会	0952-52-4644	神埼郡吉野ヶ里町吉田283-6
基山町商工会	0942-92-2653	三養基郡基山町大字宮浦218
みやき町商工会	0942-94-3328	三養基郡みやき町大字原古賀1043-2
上峰町商工会	0952-52-9505	三養基郡上峰町大字坊所383-1
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津市相知町相知2044-10
唐津上場商工会	0955-82-3826	唐津市鎮西町名護屋1801
唐津上場商工会 経営支援センター	0955-52-2118	東松浦郡玄海町諸浦338-1
武雄市商工会	0954-36-2111	武雄市北方町大字志久1662
武雄市商工会 山内事務所	0954-45-2505	武雄市山内町大字三間坂甲13800
大町町商工会	0952-82-5555	杵島郡大町町大字福母419-3
江北町商工会	0952-86-2151	杵島郡江北町大字山口3360-2
白石町商工会	0952-84-2043	杵島郡白石町大字福田1970-6
太良町商工会	0954-67-0069	藤津郡太良町大字多良1856-2
嬉野市商工会	0954-66-2555	嬉野市塩田町大字馬場下甲1777-1
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分まで

(佐賀市南商工会 東与賀支所は10時00分から16時00分まで) の対応です。

4. 提出方法

① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。

また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先>

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁時短要請協力金受付係

※令和3年10月15日（金）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

② オンライン提出の場合

令和3年9月1日（水）から運用開始します。

(URL) < <https://www.saga-kyouryokukin.com/> >



なお、令和3年10月15日（月）23時59分までに送信を完了してください。

※持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をすることがあります。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、協力金の交付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を交付します。また、本協力金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。

8. 本協力金に関するお問い合わせ先

本協力金の申請等に関してご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

- ・ 佐賀県時短要請協力金相談センター
TEL：0952-25-7462
受付時間：9時00分～17時00分（平日のみ）

その他

1. 協力金の返還

本協力金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、佐賀県は本協力金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。

2. 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、協力金の交付を受けた事業者名、店舗名等の情報を佐賀県ホームページにて公表することがあります。

3. 検査・報告等

本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、佐賀県は対象店舗の営業時間短縮の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。